

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和2年3月9日 午後0時13分 開 議

出 席 委 員

委員長	川 村 成 二
副委員長	宮 嶋 謙
委員	鈴 木 良 道
委員	来 栖 丈 治
委員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

総務部長	小松塚 隆 雄
企画監	大和田 浩

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和2年3月9日（月曜日）午後0時13分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について
 - (2) かすみがうら市業務継続計画（地震編）について
 - (3) 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - (4) その他
3. 閉 会

開 議 午後 0時13分

○川村成二委員長

ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の日程は、会議次第のとおり行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

早速、本日の日程事項に入ります。

はじめに、(1) 請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書についてを議題といたします。

本日、紹介議員の出席はございません。

それでは、紹介議員の出席はないということですので、私から請願書の内容について、まず朗読をさせていただきますと思います。

<請願第1号 朗読>

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書。

請願の趣旨。

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（901円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1,000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最

低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金 849 円では、憲法 25 条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。請願項目。

- 1、政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2、政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給 1,500 円に引き上げること。
- 3、政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上であります。

意見書の内容については、この請願の趣旨に基づいた内容となっておりますので、省略させていただきます。

以上で、朗読を終わります。

なお、紹介議員より、説明に代えて資料が提出されておりますので、併せてご確認ください。カラー刷りのチラシです。

それでは、本請願の取り扱いにつきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等は、ございませんか。

○来栖丈治委員

確認させていただきたいのですが、今日この場で採決するというようなことですか。それを確認したい。

○川村成二委員長

はい、そのとおりです。この委員会で採決いたします。

○来栖丈治委員

今日付託を受けて、なかなかその結論するだけの、私の中には難しさがあったものですから、会期はある程度ありますので、その中で改めて採決するというようなことにはなりませんでしょうか。

○川村成二委員長

委員の皆さま、いかがですか。

暫時休憩します。 [午後 0時18分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時23分]

ただいま、来栖委員から、検討時間が欲しいということで、別途、委員会を設けて審議してはどうかという提案がございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○鈴木良道委員

そうすると、再度、総務委員会を開催するということですか。

○川村成二委員長

来栖委員の意見はそういうことでございます。

○鈴木良道委員

私は、今回ここで決定したいと思います。

○川村成二委員長

ただいま、鈴木委員から、この場で採決をしたらどうかという意見がございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○宮嶋 謙委員

私も今日、一応の総務委員会としての決定をして、その後、各委員はそれぞれ研究するなりして、最終日、判断をすればよろしいかなと思います。

○川村成二委員長

ただいま、宮嶋委員からも、今日採決をしてはどうかというご意見がございました。

それでは、進め方について賛否を諮りたいと思います。

それでは、本日のこの総務委員会の場で採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○川村成二委員長

賛成多数でございます。

よって、本日、請願に対しての採決を進めていきたいと思います。

それでは、ご意見等はございますか。

○鈴木良道委員

なかなかこの厳しい状況の中で、特にコロナウイルスもありまして、1,500円ですか。これは中小企業なんかは厳しいと思います。だから、私は、この意見に対しては反対させていただきます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○宮嶋 謙委員

賛成の立場で意見を申し上げます。

私は、採択したほうが良いと思うのですが、安倍総理も経済改革に対して、労働者の待遇改善にぜひ尽力してほしいということをおっしゃっていられます。また、働き方改革との関連もありまして、労働者の賃金の問題というのは国を挙げてのものだと思います。1,500円かどうか、あるいは、それに対する3番の支援策、これセットの話ですけれども、それがどうなるかということは、現状、私も答えを持っておりませんが、そういう国全体の方向性を後押しする意味では、非常に大切な請願なのではないかと私は思います。

○川村成二委員長

そのほかご意見等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

○宮嶋 謙委員

賛成の立場で討論させていただきます。

労働者の賃金の向上ということは、日本経済にとって、今、喫緊の課題でありまして、請願が求める具体的な金額に関しては、それに対する企業への支援策との兼ね合いもあって、必ずしも1,500円が良いかどうかというのは、今、私自身、答えを持っておりませんが、そういう労働環境の改善、それによる経済の再生を進める上では、こういう方向性の後押しになると思いますので、ぜひとも採択の方向でご検討頂ければと思います。

○川村成二委員長

ほかに討論は、ございませんか。

暫時休憩します。 [午後 0時28分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時29分]

○鈴木良道委員

反対討論をさせていただきます。

厳しいこの状況の中で、特に中小企業など大変いろいろな問題で苦しんでいると思います。コロナウイルスですか、そういう問題もございまして、一気に1,500円、これははっきり分かりませんが、一気に1,500円というのは、企業は厳しいのではないかと、こう思っておりますので、反対とさせていただきます。

○川村成二委員長

そのほか討論は、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

異議がありますので、起立により採決いたします。

[来栖委員退室]

○川村成二委員長

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。 [午後 0時31分]

[来栖委員入室]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時31分]

ただいま本委員会で採択いたしました請願第1号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関等へ意見書の提出が求められております。

それでは、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

ここで、意見書（案）の配布をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 0時32分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時32分]

意見書(案)を朗読いたします。

<意見書(案) 朗読>

意見書(案)。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)の提出について。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月24日、かすみがうら市議会議長 加固豊治様。

提出者 総務委員会 委員長 川村成二。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)。

現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、その多くが若者と女性、高齢者で占められています。

非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(901円)に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1,000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記。

請願項目。

- 1、政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2、政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げること。
- 3、政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上で、朗読を終わります。

それでは、意見書(案)につきまして、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

発言がないようですので、これより意見書（案）につきまして採決いたします。

[来栖委員退室]

○川村成二委員長

本意見書（案）を国の関係機関等に提出することについて異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって、国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申し出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。 [午後 0時36分]

[来栖委員入室]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時37分]

次に、（２）かすみがうら市業務継続計画（地震編）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お疲れのところ、貴重な時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

本年度、総務課危機管理担当で策定を進めてきました業務継続計画がまとまりましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

次第には「地震編」とございますが、内容を精査いたしまして、お手元の資料は「大規模地震編」ということで提供させていただいております。この大規模地震編という方向で決定をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

では、詳細は危機管理担当の大和田企画監からご説明申し上げますので、よろしく願いします。

○企画監（大和田 浩君）

それでは、ご説明申し上げます。

本計画の策定におきましては、本年度業務を開始し、庁内全課の職員で構成しますワーキングチームにおいて、４回にわたるワーキング会議や調査を進めてまいりました。このたびまとまりました本計画の冊子タイプとその概要版をお配りしております。本委員会では、概要版を使用してお説明申し上げます。

それでは、順に第１章から説明いたします。

第１章、総則。（１）背景と目的としまして、東日本大震災をはじめ、近年、熊本地震や大阪府北部地震等による広域的な災害が発生し、大規模地震に対する対策が本市としても緊急の課題であります。

業務継続計画につきましては、大規模地震が発生し、行政自身が被災することで、人的・物的資源に制約がある中におきまして、実施する優先度の高い通常業務と災害対応業務を明らかにし、これらの業務を効果的に実施する上で必要な資源や対応方針などについて定め、市民に対して周知するというものになっております。

続きまして、(2) 地域防災計画との関係といたしまして、中段からの表をご覧くださいと思います。

地域防災計画は、計画の趣旨、対象業務として、事前に実施すべき災害予防業務や被災時の災害応急対策業務、災害復旧業務に係る実施事項や役割分担等を規定しております。また、行政の被災や職員の業務執行環境の記載はございません。

一方、業務継続計画は、庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災することを前提としており、被災時に限られた必要資源を基に災害時に優先度の高い通常業務、災害応急対策業務、そして優先度の高い災害復旧業務、これらの非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるよう規定するものとなっております。

また、職員の業務執行環境といたしまして、職場内の被災予想や職員の飲料水、食料、トイレなどにつきましても記載するものとなっております。

2 ページ目をお願いします。

(3) 方針ですが、基本方針としまして、大規模地震による災害から市民等の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。市内の社会経済活動機能の維持及び早期復旧に努める。業務継続のために必要な体制を取り、必要な資源を最大限有効に活用するといたします。

また、対応方針といたしまして、大規模地震による災害発生時は、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。非常時優先業務に必要となる人員や資機材の資源の確保及び配分は、全庁横断的に調整する。非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、または抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指すとしております。

続きまして、第2章、被害想定でございますが、業務継続計画において前提とする被害想定としましては、平成30年12月に茨城県地震被害想定調査報告書で示されております茨城県南部地域で発生するマグニチュード7クラスの地震というものが県で公表したものであり、これは本市においても最大の被害想定が予測されますので、こちらを基本として想定をいたしました。

図をつけておりますが、左上の図が地表震度分布で、震度5強から6強の地震が予想されております。右上の図が液状化危険度分布で、主として霞ヶ浦護岸地域が指定されています。下の2枚の図が全壊建物棟数分布と半壊建物棟数分布となっております。

3 ページ目をお願いします。

第3章、非常時優先業務でございますが、非常時優先業務とは、被災時に限られた人的・物的資源を基に災害時に優先度の高い通常業務、災害応急対策業務、そして優先度の高い災害復旧業務となりますが、これらの業務の選定について、庁内全部署に照会、調査を経て選定を行いました。

非常時優先業務の開始目標時間は3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内に区分し、通常業務673業務、災害応急対策業務の181業務の全ての業務の中から選定いたしました。

その結果、3時間以内に行う優先度の高い通常業務は66業務、災害対応業務は49業務となり、その他それぞれの時間帯ごとの業務は表のとおりであり、2週間以内までの全ての非常時優先業務を足し上げると、優先度の高い通常業務は240業務、災害応急対策業務等は95業務となりました。

業務名を入れた詳細につきましては、冊子タイプに記載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、第4章、職員の体制でございますが、(1) 権限の代行としまして、災害対策本部長の市長が不在の場合、地域防災計画に基づいた権限を委譲する順位に基づき、第1位が副本部長(副市長)、第2位が副本部長(教育長)、第3位が本部員(総務部長)としております。

次に、(2) 職員の参集体制としまして、業務継続計画は、市地域防災計画に示す非常時の配備基準に基づいて、災害対策本部が設置されたときに発動いたします。職員は、市地域防災計画の定めに従い、大規模地震が発生した場合、所定の参集場所に参集しますが、3時間以内に50%以上、6時間以内に85%の職員が参集可能となっております。

4 ページ目をお願いします。

第5章、業務継続に係る執行環境でございますが、(1) 執務室と代替施設としましては、災害対策本部が設置される千代田庁舎防災センターが甚大な被害を受け、その機能の一部に制限を受けた場合は、霞ヶ浦庁舎を補完・代替の庁舎とするとしております。

(2) 電源の確保としまして、主な執務室の非常用電源設備についてであります。備えつけの燃料タンクにより運転した場合、電力の供給エリアは限定しておりますが、千代田庁舎が軽油を燃料として4.2日間、防災センターが3時間、霞ヶ浦庁舎がA重油を燃料として2.8日間でありました。

なお、防災センターの発電設備につきましては、補充することなく72時間の稼働を可能とするため、令和元年第4回定例会において改修工事設計委託に係る債務負担行為を決議頂き、現在作業を進めているところであります。

(3) 飲料水、食料等の確保といたしまして、各施設に勤務する職員数に対しての飲料水や食料は、最低3日分を備蓄していく。さらに、時間外に発生した際には、職員が自宅から飲料水や食料等を持参するように普及啓発をしていくと記載しました。

(4) 通信手段の確保としまして、各施設の固定電話では、災害時優先電話の登録を行い、被災時に有効な手段となるよう努めていくものとしました。

最後に第6章、業務継続力向上のための施策であります。このたびかすみがうら市業務継続計画を策定いたしました。今後、非常時優先業務を効率的に実施するに際して、業務継続計画を管理及び運用していく必要があります。このため業務継続計画の今後といたしまして、1つ目、市民の生命・身体・財産を守るため、被災地・被災者を対象とした応急対策活動に最善を尽くす。2つ目、市民生活や民間の経済活動を中断する事態をできるだけ避け、その早期復旧に努める。3つ目、職員の安全を確保する。4つ目、非常時優先業務の継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。5つ目、関係機関との連携を密に行うため、通信や交通手段等必要な資源の確保等、業務継続対策により向上を図るという目標を設定しました。

さらに、この目標に基づき必要な施策目標を各課等から集めて整理したのがアからタまでの16個となっております。

なお、本件につきましては、3月24日に開会されます全員協議会に報告を行いまして、事後、公表してまいりたいと考えております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。何かございませんか。

○来栖丈治委員

前にも質問したことがあったのですが、職員方が、被災が発生して、本市の千代田庁舎に参集する、徒歩での参集とかを考えた場合、何時間でどの程度集まる。3時間で、例えば半分とか3分の1が集まるとか、そういう意味合いでの、いわゆる復旧を進めていく判断できる数値というか、基準になるようなものはあったのかなったのか伺いたいと思います。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 0時50分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時51分]

○来栖丈治委員

よく聞いていたつもりだったのですが、聞き漏らした点がありました。3時間以内の参集が6割、53.9%というようなことで表現されておりますが、この数値というのは、近隣市町村などと比較してどんなふうになっているかの確認等はされているのかどうか、確認したいと思います。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 0時51分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時52分]

○企画監（大和田 浩君）

お答えします。

石岡市の業務継続計画から読み取りますと、3時間以内ですと88.8%、6時間以内ですと96.2%という数字となっております。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 0時52分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時58分]

説明を求めます。

○企画監（大和田 浩君）

すみません、先ほどの数字につきましては訂正をいたします。

かすみがうら市の場合、3時間以内で53.9%ですけれども、石岡市の場合は71%。同じく6時間以内ですと、かすみがうら市の場合ですと85%ですが、石岡市の場合77%。3時間以内が何でかすみがうら市の方が少ないかといいますと、石岡市の場合は、遠方から通勤する職員が少ないという検討結果があります。かすみがうら市の場合ですと、遠方から通勤される方が多いので、3時間以内は石岡市よりは少なくなっておりますけれども、6時間以内は石岡市より多くなっているというものであります。ただ、実際に3時間以内53.9%の職員でこの3時間以内にやらなければいけない業務ができるのかどうかというものにつきましては、申し訳ありません、これにつきましては検討が不十分ですので、今後、検討したいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○宮嶋 謙委員

権限の代行のところで、市長が、万が一本部長になれない場合のことですが、優先順位1番、副市

長は理解できるのですが、2番の教育長は教育行政の専門家であって、むしろ総務部長の方が指揮を執りやすいかと思います。万が一のときは、学校の児童生徒の対応で教育長は恐らく手が回らなくなることが予想されるので、この辺の順位の再考をしたほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のような教育長という職の性格は十分あるとは思いますが、市の地域防災計画における災害対策本部の順位づけも同様になっておりまして、今回はその整合を図る形で設定をさせていただきました。ただし、今後、本計画と合わせて整合を取りながら、市の地域防災計画も見直しをしていく予定でございますので、その際にPDCAの中で十分ご意見等踏まえまして検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、これで執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 1時02分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時02分]

次に、(3)閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書(案)についてお目通し願います。

暫時休憩します。 [午後 1時02分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時03分]

お諮りいたします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

異議がないようですので、それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時04分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二